

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分 に係る連絡（平成19年8月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象（平成19年8月分）の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下の1件。

8月6日、志賀2号機で、放水中の放射性物質を測定するためのサンプリング用のポンプが停止した。ポンプの性能劣化が考えられたことから、予備品と取り替え、復旧した。

原因は、砂や貝等によるポンプ羽根の摩耗によるもの。

北陸電力では、今後、当該ポンプの交換周期を短くするなど、管理方法の見直しを行うとしている。

なお、ポンプ停止により、約1日間、放水中の放射性物質の測定が欠測したが、別途設置してある連続監視モニタでの監視により、環境への影響がないことが確認されている。

県では、定期的に行っている立入調査により、当該ポンプの状況や今後の対応状況について確認していく。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成19年9月10日
原子力安全対策室
県庁内線 4234
直 通 076(225)1465